

2020 年の調達価格に関する調達価格等算定委員会の意見について

事務局次長 中村 庄和

経済産業省の調達価格等算定委員会は 2 月 4 日、2020 年度の調達価格（買取価格）について、調達価格等算定委員会の意見（以下委員会の意見）と委員長案（7 ページ参照）を公表しました。

太陽光発電は 10kW 未満の余剰売電について出力制御対応機器設置の有無にかかわらず 21 円/kWh とし、事業用の 10kW 以上 50kW 未満を 13 円/kWh、50kW 以上 250kW 未満を 12 円/kWh としました。また、事業用については入札対象範囲を拡大し、250kW 以上を対象としました。

市民共同太陽光発電所の設置数で過半数を超える 10kW 以上 50kW 未満については、2020 年度から自家消費型（余剰売電）で災害時に活用可能であること等を認定要件とする「自家消費型の地域活用要件」が設定されました。委員会の意見は、2020 年度の FIT 認定時の自家消費計画や運転開始後の自家消費の確認で求める「自家消費比率」を 30% 以上、調達価格設定時の自家消費比率の想定値を 50% としています。

10kW 以上 50kW 未満は、全量売電を前提とした野立て型ではなく、コンビニ、倉庫、公共施設などでの自家消費を前提とした屋根置き設備等の支援に重点を置くものとなっています。

営農型太陽光発電（ソーラーシェアリング）については、営農と発電の両立を通じて、エネルギー分野と農林水産分野での連携の効果も期待されるも、一部の農地には近隣に電力需要が存在しない可能性もあることから、農林水産行政の分野における厳格な要件確認を条件に、自家消費を行わない案件であっても、災害時の活用が可能であれば、地域活用要件を満たすものとして認めることとしています。

（委員会の意見抜粋）

FIT 認定時における自家消費の確認

当該需要地における電力消費量と整合的（例：既存建築物に再エネ発電設備を設置する場合には、前年の当該建築物における電力消費量との整合を求める）かつ、少なくとも制度上想定している自家消費比率以上の自家消費を行う「自家消費計画」の提出を求める。さらに、FIT 認定時に、配線図等に基づき、「自家消費計画」に基づく自家消費が可能な設備となっていることを確認する。

運転開始後における自家消費の確認は、自家消費の継続を制度的に担保するため、買取電力量を確認し、制度上想定している自家消費比率を構造的に満たし得ないと疑われる案件については、当該再エネ発電事業の具体的な状況を確認した上で、必要と認められる場合には FIT 認定の取消し等の厳格な措置を講じる。

災害時活用の具体的な方法

自家消費型の地域活用要件については、災害時に当該再エネ発電設備で発電された電気が活用されることを担保するため、災害時の活用に資する設備構造を有し、災害時に当該設備が活用される計画であることを確認する。

災害時に活用するための最低限の設備を求めるものとして、災害時のブラックスタート（停電時に外部電源なしで発電を再開すること）が可能であること（自立運転機能）を前提とした上で、給電用コンセントを有し、災害時の利活用が可能であること。

2020年度の調達価格及び調達期間についての委員長案

電源	区分		1kWh当たり調達価格		調達期間
			2019年度	2020年度	
太陽光	10kW未満	出力制御対応機器設置義務なし	24円	21円	10年間
		設置義務あり	26円		
	10kW以上50kW未満※1		14円+税	13円+税	20年間
	50kW以上250kW未満			12円+税	20年間

(※) 250kW以上は入札により調達価格を決定し、調達期間は20年間とする。
10kW以上50kW未満には、2020年度から自家消費型の地域活用要件を設定する。
2019年度以前に認定を受けた10-50kWの事業用太陽光発電が、2020年度に価格変更を伴う変更認定を受ける際には、当該案件が地域活用要件を具備しない場合は、地域活用要件の設定されない規模（50-250kW）の調達価格を適用し、当該案件が地域活用要件を具備する場合は、地域活用要件の設定される規模（10-50kW）の調達価格を適用する

区分		2019年度	2020年度	2021年度	調達期間
風力	陸上風力	19円+税	18円+税	－	20年間
	陸上リブレース	16円+税	16円+税	－	20年間
	着床式洋上風力	36円+税	(※参照)	－	(※参照)
	浮体式洋上風力	36円+税		－	20年間

(※) 着床式洋上風力発電（再エネ海域利用法適用案件）は、入札制移行。
着床式洋上風力（再エネ海域利用法適用外）も入札により調達価格を決定し、調達期間は20年間とする。

区分		2019年度	2020年度	2021年度	調達期間
地熱	15,000kW以上	26円+税			15年間
	リブレース	20円+税			15年間
		12円+税			15年間
	15,000kW未満	40円+税			15年間
	リブレース	30円+税			15年間
		19円+税			15年間

(※) 小規模地熱発電には、2022年度から地域一体型の地域活用要件をFIT認定の要件として設ける。（それまでの間は推奨事項とする。）
少なくとも2022年度に地域活用電源となり得る（地域活用要件が支援の要件となり得る）可能性がある規模は、2,000kW未満とする。

区分		2019年度	2020年度	2021年度	調達期間
水力	5,000kW以上30,000kW未満	20円+税			20年間
	1,000kW以上5,000kW未満	27円+税			20年間
	200kW以上1,000kW未満	29円+税			20年間
	200kW未満	34円+税			20年間
水力(既設導水路活用型)	5,000kW以上30,000kW未満	12円+税			20年間
	1,000kW以上5,000kW未満	15円+税			20年間
	200kW以上1,000kW未満	21円+税			20年間
	200kW未満	25円+税			20年間

(※) 小水力発電には、2022年度から地域一体型の地域活用要件をFIT認定の要件として設ける。（それまでの間は推奨事項とする。）
少なくとも2022年度に地域活用電源となり得る（地域活用要件が支援の要件となり得る）可能性がある規模は、1,000kW未満とする。

区分		2019年度	2020年度	2021年度	調達期間
バイオマス	一般木材等、10,000kW未満	24円+税	24円+税	－	20年間
	未利用材、2,000kW以上	32円+税			20年間
	未利用材、2,000kW未満	40円+税			20年間
	建築資材廃棄物	13円+税			20年間
	一般廃棄物、その他バイオマス	17円+税			20年間
	メタン発酵、バイオガス発電	39円+税			20年間

(※) バイオマス発電には、2022年度から地域一体型の地域活用要件をFIT認定の要件として設ける。（それまでの間は推奨事項とする。）
少なくとも2022年度に地域活用電源となり得る（地域活用要件が支援の要件となり得る）可能性がある規模は、10,000kW未満とする。

新規燃料については、食料競合について本委員会とは別の場において専門的・技術的な検討を行った上で、その判断のための基準を策定し、当該基準に照らして、食料競合への懸念が認められる燃料については、そのおそれがないことが確認されるまでの間は、FIT制度の対象としない。食料競合への懸念が認められない燃料については、ライフサイクルGHG排出量の論点を本委員会とは別の場において専門的・技術的な検討を継続した上で、ライフサイクルGHG排出量を含めた持続可能性基準を満たしたものは、FIT制度の対象とする。

主産物・副産物を原料とするメタン発酵バイオガス発電については、一般木材等の区分において取り扱う。

一般木材等（10,000kW以上）、バイオマス液体燃料（全規模）は入札により調達価格を決定し、調達期間は20年間とする。

石炭（ごみ処理焼却施設で混焼されるコークス以外）との混焼を行うものは、2019年度（一般廃棄物その他バイオマスは2021年度）からFIT制度の新規認定対象とならない。また、2018年度以前（一般廃棄物その他バイオマスは2020年度以前）に既に認定を受けた案件が容量市場の適用を受ける場合はFIT制度の対象から外す。